

令和5年第1回定例教育委員会会議録

1 日程 令和5年2月20日(月)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回令和4年第3回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第1号 令和5年度の給食について

議案第2号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の一部改正について

議案第3号 藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について

(2) 報告案件

報告第1号 令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)について

報告第2号 令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算について

(3) その他報告事項

- ・学校給食費の滞納対策について

4 出席者 教育長 濱崎 徹
委員 足立 義幸
委員 田中 保和

5 欠席者 委員 新子 寿一

6 市教育委員会事務局出席者 柏原市教育委員会事務局 学務課長

7 事務局出席者 給食課長兼庶務係長
給食課長代理
給食課給食係長
給食課給食係主事

午前9時50分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長兼庶務係長

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、只今から令和5年第1回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいなか、お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、令和5年第1回定例教育委員会会議を開催させていただきます。本日は新子委員が都合により欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定によりまして、教育長及び在任委員の過半数の委員が出席されておられますので、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

また傍聴者ですが、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでしたので、併せてご報告させていただきます。

なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和5年第1回定例教育委員会会議次第、前回令和4年第3回定例教育委員会会議録の写し、令和5年度の給食についてとしまして、資料1、「給食日程表(案)」、資料2、「給食の栄養及び内容」、資料3、「給食食材料費(案)」、資料4、「給食費(食材料費)予定額年次明細表」、資料5、「学校給食配回収計画(案)」、資料6「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の一部改正(案)」、資料7「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定(案)」、報告案件としまして、資料8、「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算書(第2号)」、資料9、「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算書」、学校給食費の滞納対策としまして、資料10、「給食費滞納・納入年度別一覧表」でございます。

なお、資料番号は付けておりませんが、先般の給食組合議会で可決されました「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例」と「同施行規則(案)」の条文を参考までに添付させていただいております。何か不足等はありませんでしょうか。それでは、濱崎教育長よろしく願いいたします。

○教育長

皆様、おはようございます。それでは、只今より案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の会議録の署名委員についてでございますが、田中委員よろしくようお願いいたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回、令和4年第3回定例教育委員会会議の会議録の承認についてでございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。では、承認ということで承ります。

それでは、議決案件に入ります前に教育長報告としまして、二点報告をさせていただきます。

まず一点目でございますが、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会教育委員についてでございます。過日、1月26日に教科書採択に係わる事件につきまして、大日本図書 の報告書によりますと、藤井寺市教育委員会の教育委員2名が接待を受けたという報告がありました。当人に聞き取りをするなかで、勉強会の認識で会費を払って参加したので、接待を受けたという認識はないが、採択責任者としてそのような場に同席したことは軽率で責任を感じており、教育委員の職を続けられないということで、2月14日付けで市長宛

てに辞職願が提出され、同意されました。藤井寺市教育委員会においても2月15日に臨時の教育委員会会議を開催し、辞職の同意をしたものでございます。

糸野氏につきましては、本給食組合の教育委員を兼ねておられますが、組合規約において組合の教育委員は、関係市の教育委員会の教育長又は委員のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命するとなっており、辞職されました2月15日付で本給食組合教育委員会教育委員としての資格を有しておられないことから、在任なしとなるものでございます。

二点目につきましては、去る2月6日に給食組合議会が開催されました。主な質疑について、ご報告させていただきます。初めに藤井寺市選出の木下議員から質問が3件ございました。一つ目は、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、給食組合で取り扱う個人情報はどのようなものが想定されるかということでございます。答弁としまして、給食費を滞納され、学校からその債権の移管を受けた児童生徒の保護者の氏名、住所など、また食物アレルギーを有している児童生徒の氏名、アレルギー物質、及び症状などを個人情報と捉えているとお答えをしております。二つ目は、食料品等の物価高騰が続いているなかで、給食の品数が減ったりしていませんかということでございます。答弁としまして、児童生徒1人1回当たりの必要な栄養量が、学校給食摂取基準で設けられておりますので、献立作成にあたりましては、その基準に基づきながら、残菜等の実情に十分配慮し、多様な食品を適切に組み合わせることにより献立を作成してまいりますとお答えをしております。三つ目は、令和5年度給食費の値上げはお考えなのでしょうかということでございます。答弁としまして、保護者負担の学校給食費につきましては、学校給食会の理事会において協議されますが、令和5年度に給食費改訂の予定はございませんとお答えをしております。

続きまして、柏原市選出の橋本議員から質問が4件ございました。一つ目は、産業医報償金について、産業医の役割の一つに職員が健康的に働くための環境作りがあるなかで、令和4年度熱中症と思われる症状により、体調を崩された方は何名ぐらいおられますかということでございます。答弁としまして、令和4年度には2名の職員が熱中症の症状を呈しているとお答えをしております。二つ目は、それでは、令和5年度で熱中症対策は何かお考えですかということでございます。答弁としまして、これまでスポットクーラーの設置や調理工程の工夫など、ハード面、ソフト面において熱中症対策に取り組んで参りましたが、令和5年度におきましても、引き続き環境改善など有効な熱中症対策の検討を進めて参りたいと考えていますとお答え

をしております。三つ目は、修繕料について、令和4年度当初予算と比較すると大幅な増となっているのですが、主にどのような修繕を行う予定ですかということでございます。答弁としまして、第1センター北側・東側・受水槽室の外壁面塗装及び補修を予定しております。前回の塗装から20年以上が経過し、受水槽につきましては平成19年に塗装しておりますが、各所に亀裂や塗装の剥離等が見られる状況となっていることから実施するものとお答えをしております。四つ目は、賄材料費について、昨年度の当初予算に比べて大幅に増額されていますが、どのような地場産に使用される予定ですかということでございます。答弁としまして、令和5年度の主なものといたしましては、藤井寺市の「藤れんこん」と柏原市の「デラウェアゼリー」となっておりますが、「柏原ワイン」を新たに採り入れ、ワインソース添えやワインソース煮などの献立として提供することを計画しております。なお、食育の観点から未来の藤井寺市・柏原市を担う子供たちのため、また地域活性化、地域振興政策のひとつとして、工夫をこらし、より効果のある取り組みを行って参りたいと考えていますとお答えをしております。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、(1)議決事項の議案第1号「令和5年度の給食について」事務局、よろしく申し上げます。

○給食係長

令和5年度の給食につきましては、1月18日に開催されました給食会理事会で(案)として提示させていただき了承を得ております。今回、この教育委員会会議でご審議ご決定をお願いするものでございます。

資料No.1「令和5年度給食日程表」をご覧ください。令和5年度の給食回数ですが、年間184回を予定しております。表の見方ですが、○印は、祝日を表しております。1学期は、4月12日から7月14日までの65回、小学校1年生につきましては1週間後の4月19日からの開始を予定しております。2学期は、9月4日から12月19日までの73回、3学期は、1月10日から3月15日までの46回で、年間給食回数184回となります。

実際の給食実施回数につきましては、表の下の方に記載しておりますが、学校行事により給食を実施しない日としまして、給食費の減額対象とならない、小学校6回を除きました178回、中学校16回を除きました168回となっており、小学校・中学校とも令和4年度と同じ回数となっております。

なお、年間給食回数等を設定するにあたりましては、藤井寺市と柏原市の2市で給食を実施しながら、両市の小学校で2学期の始業式が異なる日に設定されているなど様々なことを検討し、設定しております。また、今後の課題となります給食回数の増加につきましても、多岐にわたる課題について、引き続き、両市教育委員会とも協議を続けてまいります。

以上、「給食日程（案）」についてご説明させていただきました。

○教育長

令和5年度の給食の日程について説明がありました。

今の説明についてご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では「給食日程表」については承認ということによろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

提案どおり承認いたします。続いて資料No.2「給食の栄養及び内容」について説明をお願いします。

○給食係長

続きまして、資料No.2「給食の栄養及び内容」をご覧ください。まず、給食の栄養ですが、給食は1日3回の食事のうち1回ということで、1日に必要な栄養量の3分の1が基本となりますが、家庭の食事では不足しがちなカルシウム、鉄、ビタミン等の栄養素は、それぞれ必要量の50%や40%を摂るように基準が設けられており、献立作成にあたっては、調理の実態や残菜等の実情に十分配慮しながら、多様な食品を適切に組み合わせることにより、献立を作成しております。また、ナトリウム（食塩）については、一気に基準値以下に下げますと、食べ残しの要因にもなりますので、徐々に薄味に慣れてもらうよう、段階的に引き下げる等、工夫をしております。

次に、給食の内容ですが、令和4年度と同様にパンを週に1.5回、米飯を週に3.5回、そのうち3回は委託炊飯で、残りの0.5回は基本として給食センターでの炊き込みご飯などにしたいと考えております。

お米につきましては、昨年の12月から新米になっており、新年度の11月まで現在使用しております香川県産ヒノヒカリとなります。12月以降は、価格、味、産地などを考慮しまして、新しく選定したいと考えております。牛乳につきましても、今年度同様、殺菌して均質化しただけのものを200ccの紙パックで提供する予定をしております。

以上、「給食の栄養及び内容」についてご説明させていただきました。

○教育長

給食の栄養及び内容ということで説明がありました。

今の説明についてご質問はありますでしょうか。

○教育長

先ほどの説明ですと、カルシウムやビタミン等の栄養素は、50%や40%が基準ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。基本的に給食は1日3回の食事のうちの1回ということで、1日に必要な栄養量の3分の1となりますが、家庭の食事では不足しがちなカルシウム、鉄、ビタミン等の栄養素は、給食で必要量の50%や40%を摂るようにということが、学校給食摂取基準で設けられており、その基準に添うようなかたちで献立を作成しております。

○委員

これを守るっていうのは大変ですね。

○給食課長兼庶務係長

はい。

○教育長

この基準は、たぶん家庭で不足するだろうという予測数ですか。何かデータがあるのですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。文科省が定めるこの基準は、日本人の食事摂取基準や食事状況調査及びその調査結果より算出された学校給食において摂取することが期待される栄養量となっております。

○教育長

エビデンスがあるのですね。この件について、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、提案どおり承認いたします。引き続き、資料No.3「令和5年度給食食材料費(案)」と資料No.4「給食費(食材料費)予定額年次明細表」について説明をお願いします。

○給食係長

資料No.3「給食食材料費(案)」をご覧ください。令和5年度、給食費の改定はございませんので、保護者負担額は、令和4年度と同額でございます。なお、小学校1年生の4月分ですが、4月19日から4月28日まで8回の給食ですので、低・中・高学年一律の1食分徴収金額であります、単価250円の8回分、計2,000円を徴収としております。先ほど日程でご説明させていただいたとおり、小学校では年間178回、中学校では年間168回のプール計算による予定額を記載しております。上から2段目の中学年の欄をご覧

ください。小学校の中学年につきましては、月額4,150円の11ヶ月分を年間給食回数の178回で割った金額が、欄の右端「1食分合計」に記載のとおり、256円46銭となっております。この「1食分合計」から、牛乳代金とパン・ご飯の平均価格を引いた金額が、副食であるおかずに掛けることのできる費用となります。牛乳の価格は、大阪府流通対策室で府内統一価格として示される予定ですが、来年度の価格はまだ決定されていません。また、公益財団法人大阪府学校給食会が入札を行うパンとご飯の価格も同様であり、この表には予定額を記載しております。

次の1食分の徴収額及び減額、非常勤職員の給食費と試食費の金額につきましても、令和4年度からの変更はございません。

続きまして、資料No.4には、「給食費予定額年次明細表」を添付しております。消費税率の改定や補助金の廃止等、大きな変更のあった年度について記載しております。

以上、「令和5年度給食食材料費」についてご説明させていただきました。

○教育長

令和5年度給食食材料費についてご質問等ございませんか。

○委員

最近の物価高騰の状況を考えるとかなり厳しいと思いますが、赤字の心配もあるのですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。今回お示ししております給食費は、平成31年度に給食費の価格改定を行った後、一度も改訂をしていない金額となっております。令和4年度にもかなり物価が高騰しておりますが、保護者の負担が増加することのないよう、様々な工夫をしながら献立等を作成することで乗り切っております。令和5年度につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、牛乳代、パン代等に係る部分の金額が未確定であるというのはございますが、金額の上昇が明らかに想定されますので、その上昇分だけ、おかずにかけることのできる費用が少なくなります。これらのことから、非常に厳しい状況にあることは間違いないと認識し

ております。

○教育長

資源価格の上昇や円安の進行などで、令和4年度は特に厳しい状況であったと思いますが、様々な工夫って具体的にどのような工夫ですか。

○給食課長兼庶務係長

牛肉から豚肉に変更したり、魚の大きさを少しだけ小さくしたり、あまり価格高騰していない食べ応えのある食材で献立を計画したりなどしております。

○教育長

それでも、かつかつかな。

○給食課長兼庶務係長

はい。かつかつでございます。

○教育長

かつかつやね。卵の値段も上がったし、いろいろなものが値上げになっていますからね。

今、給食回数の話もできていますが、給食回数を増加しないでも値上げがやむを得ないところまでできていますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。平成31年度に給食費を改訂してから、この令和4年度の物価高騰、令和5年度にも食料品の値上げが想定されますので、給食回数にかかわらず、食材調達費用について検討する段階までできていると考えております。

○教育長

その場合、値上げの根拠となるデータは示せますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。今年度にも作成しておりますが、令和3年度一年間に提供した献立と全く同じ献立を令和4年度5月時点の食材調達価格で提供したと仮定した場合、1食あたり約11円の価格上昇となっております。年間180回程度の給食回数ですので、1人あたり年間約2,000円程度、月額で約200円の差額が令和4年度にも発生しております。

この11円程度の差額につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、献立等を工夫することで、保護者の負担増とならないよう、乗り切っております。

令和5年度に入って、令和5年度の食材価格で同様に試算し、令和4年度の11円よりも大幅に差異が発生することも考えられますので、このような客観的な資料をお示しすることが可能であると思っております。

○教育長

値上げすることも考えて、努力していかなあかんけれども、値上げをするとなった場合はどれくらいの準備期間が必要ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。前回の平成31年度の値上げの例で言いますと、夏前の7月開催の給食会理事会で値上げ案をお示ししております。なお、同時期に理事者や組合議員の方にも丁寧な説明が必要でございます。

また、理事会での決定を経て、教育委員会会議で議決をいただいた後には、保護者への周知期間も必要となつてまいりますので、前回と同様のスケジュール感が望ましいのではないかと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。心配な材料もございますが、令和5年度は原案どおり承認していただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、提案どおり承認いたします。それでは、次に資料No.5「学校給食配送回収計画（案）」について事務局、説明をお願いします。

○給食係長

続きまして、資料No.5「学校給食配送回収計画（案）」をご覧ください。「配送計画」「回収計画」のそれぞれ左端に1から12の番号を付けており、車両12台で配送と回収を行っております。給食センターの下の時間は出発時刻または帰着予定時刻、学校名の下の時間は到着予定時刻となっております。

この配送回収計画は、調理機器の処理能力であったり、学校までの距離であったり、学校によつての積み込み量であったり、そういったことをトータル的に考え、計画しておりますが、学校のカリキュラム等で、どうしても都合が悪い日やコロナウイルスの感染拡大状況等により、臨機に対応させていただきたいと考えております。

以上、「学校給食配送回収計画」についてご説明させていただきました。

○教育長

この件についてご質問等ございませんか。

○教育長

特に令和4年度からの変更点はありますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。大きな変更点はございません。

○教育長

給食センターを11時頃に出発する根拠はなんですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。学校給食衛生管理基準において、調理後2時間以内に喫食するよう定められております。子供たちが12時30分から配膳の準備をして食べ始めますので、10時30分頃から最終加熱をし、その後、一つ一つの食缶に計量配缶いたします。それらをトラックに積み込み出発準備が整いますが、およそ11時頃となります。1台のトラックが基本的に2つの学校に配送しますので、すべての学校に12時頃までには到着するような計画となっております。

○教育長

2時間以内に喫食しなければならない根拠はなんですか。

○給食課長兼庶務係長

2時間を過ぎると急激に食中毒菌が増殖する可能性があるからとなっております。

○教育長

温かいものも冷たいものもですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。そうでございます。

○教育長

温かいものは温かいまま提供するという機能を備えた食缶ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。魔法瓶構造のような真空断熱食缶となっております。当給食センターでは、温かいものは中心温度90℃以上まで加熱し、安全安心な給食を担保しております。その熱い状態のおかずを真空断熱食缶に入れますので、子供たちが食べる頃に多少温度は下がりますが、2時間経過しても温かいものは温かく提供できております。

なお、冷たいサラダなどは冷却機を使用して、10℃以下まで冷却し、外気温が高い時期には食缶の中蓋と外蓋の間に保冷剤を入れて提供しております。このように温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供することで、細菌の増殖する可能性が一番高い危険な温度帯を避けております。

○教育長

計画も説明の中では、調理機器の処理能力等の説明があり、この計画になっているとのことであるが、調理機器の処理能力ってどんなものですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。調理機器の処理能力っていいますと、例えば揚げ物機では1時間あたりに何食分の調理しかできないですとか、冷却機ですと、現状2回転で冷却しておりますが、1回あたり3,000食程度しか機械の中に入れることができませんので、約半分の食数分を1度冷却し、それらをすべて取り出して、残りの約半分を入れて冷却するというようなことをしております。

本来ですと、この学校の順番は年度毎等に入れ替えができ、公平性が保てれば望ましいのですが、学校の規模によって、児童生徒数やクラス数がかなり違い、これをしてしまうと調理作業に支障がでるという状況でございます。これらのことから、最小の経費で最大の効果が発揮できるように計画した結果、現在のようになっており、調理機器の処理能力とは、そのようなことを指しております。

○教育長

配送計画の方は、いろいろ難しい条件があると思うのですが、回収計画にも難しい条件があるのですか。

○給食課長兼庶務係長

回収計画の方は、比較的応用が効きやすいのですが、基本的な考えとして、給食センターから学校までの距離が近い学校から先に回収し、洗浄作業を先ず開始するという方法を採用しております。これは洗浄している間に給食センターから距離が遠い学校の食缶等が戻ってくることで、作業が途切れず、雇用時間が限られているパートタイムの会計年度任用職員を有効的に活用できるからでございます。

○教育長

ありがとうございます。いろいろご苦勞をいただいていると思いますが、この件について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の一部改正について」資料6でございます。事務局より説明をお願いします。

○課長代理

それでは、議案第2号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明させていただきます。併せまして、規則新旧対照表をご参照ください。

国や地方において、押印の見直しが推進されているなか、本給食組合教育委員会規則で定めるものうち、押印欄を削除するため必要な改正を行うものでございます。また、公印を押印した文書につきまして、当該文書が不要となった場合に、細断等により廃棄処分を行うことや公印自体を廃止した際は5年間保管後、粉碎等により確実に廃棄すること等、公印の取扱を統一するために必要な改正も併せて行うものでございます。

主な改正内容でございますが、第7条で公印の使用について、第8条で公印の印影の印刷等について、第9条では公印台帳について、第10条では公印の事故届について、第11条では公印の廃止届について、第12条では廃止した公印の保存及び廃棄について改正するものでございます。

なお、この規則の施行日は公布の日からとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。

○委員

国や地方においての見直しについては、デジタル化とかのことですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。そうでございます。

○教育長

事務の効率化は図れますか。

○給食課長兼庶務係長

ほとんど変わらないと思います。

○教育長

それでは、この件について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認といたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について」資料7でございます。事務局より説明をお願いします。

○課長代理

議案第3号「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について」ご説明させていただきます。

個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴い、各地方公共団体の個人情報保護条例により定められております個人情報の取り扱いが、令和5年4月1日以降は個人情報保護法の規定に基づくこととなります。なお、同法において条例で定めることとされております事項等が、本学校給食組合では、令和5年2月6日に開催されました組合議会第1回定例会におきまして、「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例」として可決されました。この条例の対象としておりますのは、学校給食組合の機関、すなわち管理者、教育委員会、公平委員会及び監査委員を実施機関としております。議案第3号は、この条例の施行や運用についての詳細を定める規程の制定案となっております。本給食組合教育委員会におきましても、同条例の施行規則で規定する事項及びその他の施行に関する事項につきまして、「管理者が取り扱う個人情報の例による」こととしております。

ご参考までに、先般組合議会で可決されました「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例」と「同施行規則（案）」を添付しております。なお、この規則につきましては、今現在（案）の状況ではございますが、制定されましたら、その後の教育委員会会議でお示しをさせていただく予定でございます。

なお、この規程の施行日は令和5年4月1日としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○教育長

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

何がどう変わるのかが非常に解り難いですが、組合議会で木下議員から取り扱う個人情報はそのようなものが想定されるかということを知り、給食費滞納者の情報と食物アレルギー児童生徒の情報と答えております。この個人情報を法律でどう管理していくように変わるのですか。

○給食課長兼庶務係長

簡単に申しますと、今までは地方公共団体であれば、それぞれの市の条例等で定めがあったりしたのですが、個人情報保護法の下に管理が一元化されることとなります。それらの対象として、組合や教育委員会が入っておりますが、議会は対象外となっておりますので、先般の議会で議員提出議案としまして、議会の個人情報の条例が可決されました。

○委員

先ほど、給食費滞納者の情報とか食物アレルギー児童生徒の情報とありましたが、個人名を把握されているということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。個人名を把握しております。

○教育長

それでは、この件について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認いたします。ありがとうございました。

これで議案は終わりましたので「(2) 報告案件」にまいります。報告第1号「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)について」事務局よろしくお願ひします。

○課長代理

令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)につきましては、2月6日に開催されました組合議会定例会において承認されました。そのうち、教育費についてご報告させていただきます。資料No.8「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算書(第2号)」の2ページをご覧ください。

「歳出」の「3教育費」の補正額をマイナス3,706万4,000円とし、補正後の金額は4億4,485万1,000円となっております。内訳につきましては7ページから9ページをご覧ください。「款3教育費」の主な補正内容について、簡単にご説明させていただきます。

7ページの「目2事務局費」の「節1報酬」から8ページの「節4共済費」までの人件費及び「節8旅費」の通勤費等につきましては、年度末までの決算見込みによります教育委員会事務局職員及び会計年度任用職員にかかります人件費等の増減額でございます。「節10需用費」及び「節11役務費」につきましては、執行残による不用額でございます。「節12委託料」につきましては、給食センター耐震補強工事監理業務委託の落札減等による不用額でございます。「節14工事請負費」につきましては、給食センター耐震補強工事の落札減による不用額でございます。「節17備品購入費」につきましては、PEN食器購入の落札減等

による不用額でございます。「節18負担金補助及び交付金」につきましては、耐震補強工事に要する経費が落札減により減額となりましたことから、当該経費の事務費負担金につきましても減額するものでございます。

以上、「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算（第2号）」についてご説明させていただきました。

○教育長

過日、組合議会においてご承認をいただいたということについての報告でした。特にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは引き続き、報告第2号「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算」について、事務局よろしく申し上げます。

○課長代理

2月6日の組合議会定例会で同じく承認されました「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算」のうち、教育費についてご報告させていただきます。資料No.9「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算書」の3ページをご覧ください。「歳出」の「款3教育費」に令和5年度予算額として3億9,730万4,000円を計上しております。これは、給食組合全体の歳出合計6億712万3,000円の約65%を占めております。内訳につきましては、12ページと13ページ及び14ページをお願いいたします。

「目1教育委員会費」は、教育委員および事務点検評価員の報酬、旅費等の合計16万1,000円を計上しております。次に「目2事務局費」の「節1報酬」から「節4共済費」までの人件費等を合わせて2億7,

086万4,000円を計上しております。「節8旅費」は、会計年度任用職員の通勤費を含めまして92万円を計上しております。「節10需用費」は、1,918万5,000円を計上しております。調理場内で使用する消耗品が990万円、修繕料が390万円、調理員等に貸与いたします被服が232万円、食育・地場産食材の調達に係る費用としての賄材料費200万円が主な内訳でございます。

なお、賄材料費として、地場産物の調達につきましては、食育の観点から、平成30年度より公費負担分として予算化し、地場産食材の一部を公費で調達しているところでございますが、点検評価員の眞木先生からも教育の一環として、また、地域の活性化を図るためにも地場産物をしっかりと給食に採り入れることができるよう、取組を進めていただきたいとのご意見を頂戴しておりますので、今後も予算の拡充を要望し、取り組んでまいります。次に「節11役務費」に職員の検便検査や給食の食材及び調理済み食品の品質検査の手数料等として193万7,000円を計上しております。次に「節12委託料」に学校給食配送回収委託料等の4件で、7,857万円を計上しております。次の「節13使用料及び賃借料」に28万9,000円を計上しております。これは、約90名の児童生徒の保護者に配布している食物アレルギー対応献立表を給食センターでカラー印刷し、学校へ届けるため、カラー複合機を借り上げるものでございます。次に「節17備品購入費」でございますが、児童生徒が毎日の給食で使用しており、老朽化したPEN食器（ご飯椀）の買替費用といたしまして、568万円5,000円、老朽化した第2センターの食缶洗浄機の買替費用といたしまして、1,903万円、焼き物機平焼き鉄板の更新費用といたしまして、27万1,000円等の合計3件分で2,498万6,000円を計上しております。最後に「18負担金補助及び交付金」でございますが、各種協議会負担金、研修参加負担金及び学校給食会口座振込手数料等補助金として、39万2,000円を計上しております。

なお、この口座振込手数料等補助金につきましては、学校給食会が私会計で管理しております学校給食費等におきまして、各学校から学校給食会への学校給食費の納入時や学校給食会から食材納入業者への食材代金の支払い時に発生いたします振込手数料について、財政支援をお願いするものでございます。

以上、「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算」についてご説明させていただきました。

○教育長

こちらも過日、組合議会においてご承認をいただいたということについての報告でした。特にご質問等ございますでしょうか。

○委員

地場産物を使用したメニューの回数は、どれぐらいを想定していますか。

○給食課長兼庶務係長

特に回数を定めているわけではございませんが、例えば藤れんこんは年間1回、バジルソースも年間1回使用しております。児童生徒数が多いため、1日の給食で大量の地場産物の調達が必要となり、例えばれんこんですと1回で150kgほど使用いたします。農家の方がお一人で生産されておられますので、生産者の方とお話し合いを重ねながら、使用させていただける範囲内において、給食に採り入れるようにしているところでございます。

○教育長

地場産調達費用の200万円は、かなり増額しましたか。

○給食課長兼庶務係長

令和4年度の当該予算額が125万円ですので、75万増額となっております。これまでも予算要求においては、大幅に増額した予算を要求しておったのですが、なかなか認めていただけない状況となっております。令和5年度は大幅増となっておりますので、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○教育長

老朽化したPEN食器の買替費用が上がっていますが、何年ぐらい経過していますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。今使っておりますPEN食器は、ポリエチレンナフタレートの略なのですが、簡単に申しますと樹脂製の食器となっております。これを導入しましたのが平成23年度で、ステンレス製の食器から入れ替えました。来年度の令和5年度で導入から12年が経過いたします。メーカーの更新推奨年は約7年となっておりますが、老朽化の具合をしっかりと見極めながら、4年計画で更新しているところでございます。令和3年度はみそ汁等を入れる大椀、令和4年度はおかずを入れる皿、令和5年度は今回の予算に計上しております小学生用のご飯椀、令和6年度は中学生用のご飯椀となっております。小学生と中学生では、必要な栄養量が異なりますので、中学生用のご飯椀は一回り大きいものを使用しております。

○教育長

第2センターの食缶洗浄機の買替費用として、1,903万円の予算が計上されているが、耐用年数を過ぎた機械はかなりあるのですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和5年度には設置から21年が経過する第2センターの食缶洗浄機を買替予定となっておりますが、令和6年度にも第1センターの食缶洗浄機が設置から21年経過することとなります。このように老朽化した機械の状態をしっかりと見極めながら、日々円滑に給食が提供できるように、給食の提供がストップすることがないように計画的に買替予算を要望しております。

○教育長

ほとんど、20年以上経過していますか。

○給食課長兼庶務係長

20年経過しているものは稀でございます。一番多いのは、平成25年度に中学校給食を導入するための改修工事に伴い機器の入替をしましたので、平成25年製で令和5年度に10年目を迎えるものでございます。

○教育長

他、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは引き続いて、「(3) その他報告事項」の「学校給食費滞納対策について」について事務局、説明をお願いします。

○給食係長

それでは学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。給食費の滞納対策につきまして、資料No.10「給食費滞納・納入年度別一覧表」をご覧ください。

滞納給食費につきまして、移管された滞納給食費の繰越額は、表のいちばん下段の網掛け部分のとおり、令和4年度12月末現在で、367万5,100円となっております。現在のところ、滞納給食費の多くを保護者から回収できているため、令和3年度末と比べて、127,711円のマイナスとなっておりますが、当該年度滞納額も発生していることから、依然、滞納額は増加傾向にあると考えております。

なお、今年度の法的措置の実施につきましても保護者にできるだけ丁寧な対応を心掛け、再三再四の自宅訪問を重ね、コンタクトを試みました。12月1日には自宅訪問を兼ねて通告書を持参し、期限までに何らのご連絡等もなかった保護者には、12月16日に再通告を持参しております。これらの過程で、2名の保護者の方からコンタクトがあり、滞納額の一部の支払いや納入誓約書の提出にまで導けたことは訪問による大きな成果であると考えております。

しかしながら、再三再四の自宅訪問を重ねても期限までに何らのご連絡等もなく、また支払いの意思を示されなかった1名の保護者に対しまして、弁護士を通じ、羽曳野簡易裁判所に支払督促の申立てを実施して

おります。

このような法的措置を含む一連の滞納対策の取り組みで、それまで全く無反応であった保護者の方から返済をいただけたことは、大きな成果であると考えておりますが、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進め、適正な給食運営を図っていきたいと考えております。

以上、学校給食費滞納対策についてご報告させていただきました。

○教育長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か、ご意見等ございますか。

○教育長

いつも報告の度に大変な仕事やと思っておりますが、実際に自宅訪問をしたら保護者の反応はきついんですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。保護者にもよりますが、基本的には各学校で4カ月間未納対策に取り組まれて、それでも回収しきれなかったなかなか難しい債権ばかりが移管されてまいります。直ぐに支払っていただけるような事案であれば、多分学校で取り組まれている間にお支払いになっておられる筈でございます。給食会に移管されます債権はそういったところをすり抜けた事案ばかりですので、基本的には保護者の風当たりはきついんです。何しに来てんっていうようなことも言われることがございます。

○教育長

他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上をもって本日予定の案件がすべて終了するのですが、最後に事務局にもう一度お願いをしておきたいことは、給食回数について引き続き、継続して考えていくと思っています。ただし、藤井寺市と柏原市が共同で給食組合を設立しているなかで、その主旨を一番大切にしてもらいつつ、少しずつ状況が異なっているが、どちらの市にもメリットがあるような考え方で、給食運営が進んでいくことを大前提にしてもらいたい。基本的には両市がどういう教育課程に基づいて、給食日を設けているかという一面があるので、そこは大切にしなければならないが、もう一方で福祉的な施策としての給食の有り方で、今言われているのが藤井寺市と柏原市の給食回数が近隣市に比べて少ないということです。これを給食費等の課題と係わって、総合的に議論していかなければならないので、給食会理事会での校長の意見や保護者の思い等も踏まえつつ、計画的に積み重ねながら、ルールをひいてもらいたいと思っています。

これで、終了となりますが、円滑なご審議にご協力いただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和5年第1回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時7分